

警察庁風俗行政研究会
座長 前田雅英 様

特定非営利活動法人 全国偽装ラブホテルをなくす会
代表 馬場敦子

子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について(意見)

風俗行政研究会の委員の皆さま、全国各地で問題化している「偽装ラブホテル」の抜本的問題解決のために取組んでいただきありがとうございます。第3回風俗行政研究会において配布された資料等について当会の意見を下記のとおり申し上げます。

記

1. ラブホテル業界団体の衆議院議員を介した警察庁及び厚生労働省に対する不公正な申し入れについて

当会の入手しました資料によりますと、さる本年4月24日にラブホテルの業界団体である[] 協同組合・[] 協同組合・[] 協会・[] 協会の業界4団体が仲介衆議院議員同席の下、規制をする側である警察庁と厚生労働省の担当者(部課長級)を、衆議院議員会館の会議室に呼びつけ本政令改正を業界団体の有利にすべく著しく不公正な申し入れを行った事実が発覚いたしました(別添資料1)。

このうち[] 協会は風適法違反で逮捕起訴され、懲役1年執行猶予3年・各会社に対して罰金100万円の有罪判決が言い渡された被告人である[] が立ち上げた団体です(別添2参照)。

業界団体が申し入れを行うなら、「風俗行政研究会」の場において意見表明を行うことが本筋であると考えます。

その後の第3回風俗行政研究会で警察庁の事務局が提示した「ラブホテル等の要件の見直し等について(骨子案)」では「業者の既得権を認める方向」で検討するという業界団体の意見を全面的に取り入れた内容になっていることに非常に驚きと怒りを乗り越した悲しさを覚えました。

「業者の既得権を認める方向」とは具体的には、現在問題となっている大阪市立[] 小学校(大阪市[])の校庭の面前でラブホテル営業を開始した「ホテル[]」及び「ホテル[]」の2店舗が**小学校の前で堂々とラブホテル営業が認められる**ということになります。かかる状況が現実化すれば、当会が全国的に取組んできた運動が水泡に帰すこととなります。

しかも、[] 協同組合・[] 協同組合・[] 協会の3団体は、大阪市立[] 小学校(大阪市[])問題を契機として大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例が改正された際にも、条例細則の最終改正がなされていない状況の中で、衆議院議員[] 議員の働きかけによって特定の上記業界団体4団体に対して著しく公平性を欠く「研修会」を大阪市健康福祉局に開催させています(別添3参照)。

いまだ大阪市の健康福祉局からは[] 小学校や同小学校保護者に対して、なんら説明会は開催されていません。

今回の政令改正は、**安心・安全かつ清純な教育環境の保持のために、小さい子どもを抱えながら懸命に取り組んでいる母親たちのための改正**であったはずですが。

2. 「ラブホテル等の要件の見直し等について(骨子案)」について

そもそも、昭和47年の「モーテル規制」では業者の既得権を認めなかったにも拘らず、昭和59年の「ラブホテル規制」では既得権を認めたがために業者は「営業を開始してしまえば行政は手出しできない」と高を括っているのです。風適法の有罪判決を受けた業界団体の元役員は「慢心です。決して行政に対して挑戦的な行動に出たものでない。」と公判で陳述していましたが、現在の偽装ラブホテルが蔓延している状況は「まさに業界の慢心であり、かつ警察行政への挑戦」以外の何ものでもありません。

法令・政令の改正が現状に即座に対応できないことに鑑みると、半永久的に後追いの規制で業者の「やりどく」を

認め続けることとなります。「法令・政令に規定がないから何をしてもよい」という業界団体のご都合主義の反対解釈は問題です。規定がなされていないのは、「あまりにも当然である」から規定されていないだけです。

禁止区域が規定され 4 号ホテルの営業が認められていないのですから、「類似」ラブホテルが営業できないことは至極当然な法令・政令の解釈です。

憲法の 29 条で保障される財産権も「公共の福祉に適合するように」と規定されています。モーテル規制・ラブホテル規制に至る経過及び規制の趣旨並びに立法事実から**業者の既得権を認めないことは、財産権の内在的制約として予定され、ホテル設備の改修等に対して行政が損失補償等を行う必要は全くありません。**

業者の既得権を認めることは、断じて容認できません。

3. 宿帳不記載の法令違反は文化なのか

(1) 「ラブホテルでは宿泊者名簿に記載しなくてもいいという文化がここ 30～40 年の間に定着してしまったのが事実です。」と言って憚らない業界が、コンプライアンスを徹底できるのでしょうか。ビジネスホテルチェーン店に宿帳記載を拒否する利用客への対応を尋ねたところ、『当ホテルの約款で決まっておりますので、記載をお願いします。』と説明すると 99.9%の利用客は記載されます』とのことでした。

法令違反も常態化したら文化になるのでしょうか。業界の言う「コンプライアンス」とはなんのでしょうか。

ラブホテル業界の都合によって『大手一般ホテル』も空室表示している』といいながら、一方では同じ『大手一般ホテル』が行っている宿帳記載の徹底』は行わないという自己矛盾を露呈しています。

「強要すると何で此处だけ書かすのだと、気分を害されて次に来てくれません。」とは、シートベルトの着用を義務付けたら、「きつくて苦しいから締めません」と運転者が義務を遵守しないことを容認するのと同じです。

(2) 一般ホテルでも休憩表示していると主張しますが、類似ラブホテル以外の一般ホテルでの休憩表示は統計的に多数にのぼっているのでしょうか。ラブホテルに関する多数の書籍及び HP 等でラブホテルに顕著な事項として「時間貸し」が挙げられています。一般ホテルは休憩料金の表示をすることでラブホテルと混同されるため表示しないのが通例と聞いていますが、一般ホテルで目に付くほど時間貸しの表示を施設外周に掲示しているのでしょうか。

4. ラブホテル規制条例に対する司法の態度について

ラブホテル建設規制は適法であるとして、平成 19 年 3 月 19 日付最高の決定で**愛知県・東郷町の勝訴が確定**しています。愛知県東郷町にラブホテルを建設した業者が、町条例に基づく工事中止命令は風営法を上回る規制で違法だとして町長に命令の無効確認を求めた訴訟で、最高裁第 1 小法廷（横尾和子裁判長）は、業者の上告を棄却する決定をしました（別添 4 参照）。このように、**司法も偽装ラブホテル業者に対して断固たる態度で臨んでいます。**

5. ラブホテルがスポンサーをしていたテレビ番組について

UHF 局 []（本社・ [] 市）の土曜深夜アダルトバラエティ枠で放送されていた『 [] 』に対する苦情件数が多かったため（特に関東からの苦情多数）、6 月 23 日の「放送倫理・番組向上機構」（BPO）の青少年委員会で議論され、委員から「ポルノまがい。局の見識を疑う」など厳しい意見が出たということです。青少年委員会が質問書送付を通告したところ、 [] は 27 日の放送を最後に番組を打ち切ることを決めました（別添 6 参照）。

同番組はスタジオパート以外のコーナーは、ほとんどが関西地区の [] でスポンサーについたラブホテルで収録されていました。ラブホテル規制の風適法改正直後から視聴者からの苦情を受け続けながら 25 年間続いた番組枠です。4 号ホテルであれば、かかる広告も風適法第 28 条 8 項で規制の対象になるはずですが。

公共の電波を用いてラブホテルの宣伝を行うということは許されるのでしょうか。

6. 企業倫理を忘れてしまった業者の方へ

近江商人の「売り手よし、買い手よし、世間よしという『三方よし』の理念」に学んでいただきたく思います。